

第2章 障害者の雇用、能力開発の現状と課題

第2章 障害者の雇用、能力開発の現状と課題

第1節 障害者雇用の現状と課題

障害者の職業能力開発サービス・プログラムの前提条件ともなるマクロの障害者雇用の現状と変化傾向を、政府統計にもとづきながらみていく。職業能力開発はそれ独自で完結するものではなく、雇用労働市場の状況によって常に影響を受け、その対応が求められる。また、雇用機会の拡大のためには本人の努力とともに障害状態の軽減をはかる環境改善が基本となるが、それにはコスト負担の増加をもたらすので、サービス・プログラム開発にあたっては、その対象となる人数やその属性等のターゲットに関する情報は不可欠である。

1-1 障害者の人数

(1) 障害者の総数

WHOの推定によると世界の人口の約10%にあたる6億1千万人が障害のある人であり、そのうち15歳から64歳の労働年齢期間の障害者は3億8千6百万人であると推計している（国連世界人口統計：1998年）。

日本の障害者数は、『障害者白書』（2001年）によると約576万人、全体の人口の約5%にすぎないことがわかる（表2-1）。上記のWHOの障害者発生率の約10%と比べ大きな差異があるのは、国際的に障害分類の共通基準がまだ確立していないことも関係しているだろう。日本の障害者の定義・範囲は、国際的に見て狭いという特徴を持つといえるだろう。

表2-1 日本の障害者の人数（推計）

（単位：万人）

| 障害の種類 | 総数 | 在宅者 | 施設入所者 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 身体障害児・者 | 317.7 | 301.5 | 16.2 |
| 身体障害児（18歳未満） | 9.0 | 8.2 | 0.8 |
| 身体障害児（18歳以上） | 308.7 | 293.3 | 15.4 |
| 知的障害児・者 | 41.3 | 29.7 | 11.6 |
| 身体障害児（18歳未満） | 9.6 | 8.6 | 1.1 |
| 身体障害児（18歳以上） | 30.1 | 19.5 | 10.5 |
| 年齢不詳 | 1.6 | 1.6 | 0 |
| 精神障害者 | 約217 | --- | --- |

資料出所：総理府編（2000）『平成12年障害者白書』

(2) 労働年齢期間の障害者の人数

障害者の能力開発や雇用および職業リハビリテーションの対象者となるのは障害者全体ではない。通常、学校教育を修了してから老齢年金の生活を開始するまでの期間、15歳あるいは18歳から64歳までの労働年齢期間にいる障害者がその対象が限定される。

表2-2の最新データによると、現在、18歳以上で在宅（施設入所者を除く）の身体障害者の総数は293万人、そのうち労働年齢期間にいる身体障害者は125万人で42%を占めるにすぎず、残りの58%は65歳以上の老人障害者によって占められている。

労働年齢期間の身体障害者は、前回調査とくらべ減少してきていることも注目される。日本の障害者の定義・範囲の狭さがこうした結果をもたらしてきているのかどうかは不明であるが、老人障害者がこの間増加してきている。

表2-2 障害のある人の就業者数の変化（1990～2000年）

（千人）

| 障害種類と 調査の種類・年 | 労働年齢期 (18～64歳) の障害者 | | 在宅の18歳以上の障害者 | | | うち、「福 祉的就労」 (不明) |
|------------------|---------------------------|-----------|--------------|-----------|------------|------------------------|
| | 総数 | 就業者 合計 | 総数 | 就業者 合計 | うち、雇 用者 | |
| ①身体障害者(91年) | 1,333 | 626 | 2,722 | 894 | 397 | (不明) |
| ②身体障害者(96年) | 1,246 | 551 | 2,933 | 845 | 367 | 19 |
| ③知的障害者(95年) | 188 | (不明) | 195 | 130 | 38 | 66 |
| ④知的障害者(00年) | 212 | (不明) | 221 | 138 | 42 | 69 |

注)「雇用者」には、身体障害者(91年、96年)では、「会社・団体の役員」「一般雇用者」「臨時雇」「日々雇入れ」を含む。また、知的障害者(90年、95年)では、「正規の職員」「臨時雇」および「日雇」を含む。

資料出所：①と②は、厚生省の「身体障害者実態調査」(91年、96年)、③と④は「知的障害者基礎調査」(95年、00年)から作成した。

労働年齢期の身体障害者125万人(96年)のうち、雇用を含め働いている人＝「就業者」は55万1千人、その就業率は44%である。前回調査(91年)の労働年齢期間における就業率は47%であったので、この間その就業率も低下傾向を示している。

1-2 障害者の就業状態

(1) 「一般雇用」と「福祉的就労」

障害者の就業状態を把握する際に、「一般雇用」と「福祉的就労」に分けてみる人が多い。実際、両者の間では労働移動がほとんどないことも、そうした認識を支えているとい

えよう。「福祉的就労」は、労働関係法規が適用されない働き方なので「非雇用者」、政府統計では「自営業主」（個人事業主で雇い人のいない1人親方も含む）に該当する。

公表データの関係で18～64歳に限定できず18歳以上の身体障害者となるが、96年に雇用者として働いている身体障害者は38万人、就業者全体に占める雇用者の比率は43%と半数にも満たない（表2-2）。残りの57%は「非雇用者」で、「自営業主」や「家族従事者」である。そして、その一部として「福祉的就労」が含まれるが、身体障害者の場合は、その人数は1万9千人、就業者全体に占める比率は2%と少ない。

表2-2の18歳以上の身体障害者のデータには前述した通り老人障害者が多く含まれているので、「自営業主」や「家族従事者」などの「非雇用者」が多くなっていること、「福祉的就労」が少なくなっていることが十分予想できる。身体障害者に対して知的障害者の場合、就業者のうち「福祉的就労者」が50%と半数以上に達しているのが大きな特徴である（表2-2）。

表2-3 障害者の就業状態（18～64歳）～東京都1998年～

(人、%)

| 障害の種類 | 計 | 雇用者 | 自営業主・ 家族従業者 | 福祉的就労 | その他・ DK、NA |
|-------|---------------|------|----------------|-------|---------------|
| 計 | 100.0 (1,163) | 47.9 | 16.9 | 30.7 | 4.5 |
| 身体障害者 | 100.0 (659) | 59.0 | 26.9 | 9.0 | 5.2 |
| 知的障害者 | 100.0 (409) | 35.2 | 3.4 | 58.4 | 2.9 |
| 精神障害者 | 100.0 (95) | 25.3 | 6.3 | 62.1 | 6.3 |

資料出所：東京都『障害者の生活実態～平成10年度東京都社会福祉基礎調査報告書（統計編）』から作成

表2-3は全国データではなく東京都に限定されるが、そこから労働年齢期障害者の就業状態が明確に把握できる。知的障害者や精神障害者の場合「福祉的就労」が60%前後と多く偏っているのに対して、身体障害者の就業は「雇用者」が60%近くを占めているのが特徴である。また、「自営業主・家族従業者」が27%、「福祉的就労」が9%と、身体障害者の場合、多様な選択肢があることがわかる。

(2) 新規学卒者数と求職者数

これまで障害者の就業者についてみてきたが、ここでは新たに職を求めている障害者（そのほとんどが失業者）と学校を卒業して新しく労働市場へ参加してくる新規学卒の障害者についてみておこう。

公共職業安定所（ハローワーク）が扱っている障害のある有効求職者数は、平成10年度から10万人を突破、平成11年3月現在約12万人にも達している。平成10年度の新規求

職者申し込み件数に対する就職件数（＝就職率）は30%台と低い。また、平成9年度から障害者の解雇届者数が年間2千人を突破している。

盲・ろう・養護学校高等部の平成10年3月卒業者総数は10,722人（うち、盲学校375人、ろう学校502人、養護学校9,845人）で、進学者は516人、進学率5%ときわめて低いのが大きな特徴である。就職者は2,874人、進学を除く卒業者総数に対する就職率は28%と低いのが現状である。また、卒業後に社会福祉施設・医療機関入所者は5,357人と多い。能力開発校へ進学した卒業生は334人である。

1-3 障害のある雇用者

(1) 障害種類、障害程度別にみた障害のある雇用者数

これまでに旧労働省障害者雇用対策課から公表されているいくつかの最新データをつなぎあわせて、現在の障害者雇用の全体状況をみたのが表2-4である。そこではパートタイマーを含む「常用雇用者」が対象で、当然、「自営業主・家族従業者」や「福祉的就労」は含んでいないので留意されたい。とくに断らない限り、身体障害と知的障害を含めて障害者とする。しかし、このデータには精神障害者は含んでいないので留意されたい。

表2-4 障害のある雇用者の現状（1998～2001年）

| 調査の種類・年 | (千人) | |
|----------------------|---------|----------|
| | 常用雇用者総数 | うち、重度障害者 |
| A. 5人以上の民間事業所調査(98年) | 465 | 152 |
| 身体障害者 | 396 | 132 |
| 知的障害者 | 69 | 20 |
| B. 56人以上の民間企業調査(01年) | 187 | 66 |
| C. 公共部門の調査(01年) | 39 | 11 |
| 合計(A+C) | 504 | 163 |

資料出所：Aは労働省障害者雇用対策課『平成10年度雇用実態調査結果報告書』、BとCは厚生労働省・障害者雇用対策課「障害者雇用状況報告」（2001年6月現在）から作成した。

障害をもつ雇用者総数は民間と公共部門をあわせて50万4千人である。そのうち、重度障害者は32%と約1/3を占めている。現在、障害者雇用率制度が適用されている56人以上の民間企業と公共部門での雇用者数は22万6千人、うち重度障害者が占める比率は34%である。その制度の適用状況を、雇用者ベースで見ると45%と半数に満たない。

民間企業に限定すると、障害をもつ雇用者総数は46万5千人、うち重度障害者が33%

を占めている。障害者雇用率制度が適用される56人以上の企業の雇用者は18万7千人で、全体に占めるその比率は40%ときわめて低い。残りの60%は、56人未満の小企業で雇用されている。

民間企業の障害をもつ雇用者総数46万5千人のうち、身体障害者は85%、知的障害者は15%を占めている。現在、雇用されている障害者のほとんどが身体障害者で、重度障害者は1/3程度と少ないのが現状である。

表2-5 障害種類・程度別にみた身体障害のある雇用者～93年と98年～

(千人、%)

| 障害の種類 | 平成5（93）年 | | 平成10（98）年 | | 2時点の増減率 |
|-------|----------|----------|-----------|----------|---------|
| | 人数 | 重度障害者の比率 | 人数 | 重度障害者の比率 | |
| 障害者 計 | 344 | 30.0 | 396 | 33.3 | 15.1 |
| 視覚 | 23 | 47.2 | 43 | 35.1 | 87.0 |
| 聴覚・言語 | 58 | 56.4 | 60 | 54.0 | 3.4 |
| 肢体不自由 | 202 | 13.8 | 214 | 19.5 | 5.9 |
| 内部 | 52 | 57.6 | 59 | 62.1 | 13.5 |

注：計には障害種類の不明、「重複障害（98年調査では1万5千人）」を含む。

資料出所：労働省障害者雇用対策課『雇用実態調査結果報告書』（平成10年度と平成5年度）

表2-5は民間で雇用されている身体障害者の障害の種類別にみた人数と障害種類別にみた重度障害者の比率についてみたものである。

最新の平成10年データによると、肢体不自由者が214千人で54%と最も多い比率を占めている。ついで聴覚・言語障害者が6万人で15%、内部障害者が5万9千人で15%、視覚障害者が4万3千人で11%の順である。

また、重度障害者の比率が高い障害種類に注目すると、内部障害者が62%の重度障害者によって占められており最も高く、ついで聴覚・言語障害者、視覚障害者、肢体不自由者である。つまり、障害者のなかで大きな割合を占めている肢体不自由者の場合、重度障害者は20%で、残りの80%は非重度障害者である。

(2) 産業別にみた障害のある雇用者数

ここでは障害をもつ雇用者の勤務先である産業や企業規模などについてみておこう。これらは障害者の能力開発サービス・プログラムをつくる上では重要な労働市場情報となる。産業や企業規模別の雇用状況は、労働市場におけるこれまでの需給調整の結果にすぎないが、2つの時点の比較によりその変化の方向もみることができよう。労働市場で必要

とされる技能・能力は、産業構造の変化や技術革新によって絶えず変化しており、それと対応しない能力開発サービス・プログラムは技能・能力のミスマッチを生じさせ、就職や雇用継続に役立たなくなるだろう。

表 2-6 産業別常用雇用身体障害者の雇用状況～平成 10 年～

(千人、%)

| 産 業 | 身体障害者の合計 | 障 害 の 種 類 | | | | 障害の発生時期 | | 常用労働者の全体 |
|------------|----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|-------------------|
| | | 視 覚 | 聴覚・言語 | 肢 体 不自由 | 内 部 | 採用前 | 採用後 | |
| 調査産業計 | 100.0 (396) | 100.0 (43) | 100.0 (60) | 100.0 (214) | 100.0 (59) | 100.0 (274) | 100.0 (119) | 100.0 (41,283) |
| 鉱業 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 建設業 | 6.0 | 0.5 | 3.4 | 8.1 | 5.6 | 3.2 | 12.7 | 10.8 |
| 製造業 | 36.8 | 12.0 | 54.9 | 35.3 | 35.0 | 34.3 | 42.0 | 25.1 |
| 電気ガス熱供給水道業 | 0.6 | 0.2 | 0.2 | 0.7 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.8 |
| 運輸・通信業 | 12.1 | 1.4 | 3.7 | 16.2 | 16.0 | 12.3 | 12.7 | 21.5 |
| 卸売・小売、飲食店 | 16.0 | 9.7 | 11.7 | 17.1 | 20.3 | 16.0 | 16.4 | 4.0 |
| 金融・保険、不動産業 | 5.7 | 1.4 | 5.0 | 5.9 | 8.7 | 5.8 | 5.3 | 0.8 |
| サービス業 | 22.6 | 74.8 | 21.0 | 16.5 | 13.4 | 27.8 | 10.1 | 28.4 |

注) 従業員規模 5 人以上の民間の事業所を対象とした調査。「身体障害者の合計」には、重複障害者 (15 千人)、障害種類および障害発生時期の不明を含む。「常用労働者全体」は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本統計調査月報」(平成 10 年 11 月分)

出所：労働省・障害者雇用対策課『平成 10 年度障害者雇用実態調査結果報告書』

まず、小規模企業を含む民間企業の全体像が明らかにできる『平成 10 年度障害者雇用実態調査結果報告書』をみよう。身体障害者の雇用先の業種では、製造業が 37% と最も高く、ついでサービス業 (23%)、卸売・小売、飲食店 (16%)、運輸・通信業 (12%) の順である (表 6)。常用労働者全体と比較すると、身体障害者が製造業のウエイトが高いこと、逆に第 3 次産業のウエイトが低いことが特徴となっている。

5 年前に実施された同様な前回の調査結果と比較すると、製造業が占める比率が大幅に減少、他方で第 3 次産業の比率が高くなってきていることが明らかとなる (表 2-7)。身体障害者の雇用の分野においても第 3 次産業化、サービス経済化の傾向が確認できる。

表2-7 産業別常用労働身体障害者の雇用状況 ～平成5年～

(千人、%)

| 産 業 | 身体障害者の計 | 障 害 種 類 | | | | 常用労働者の全体 |
|------------|----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|-------------------|
| | | 視覚 | 聴覚言語 | 肢体不自由 | 内部 | |
| 調査産業計 | 100.0 (344) | 100.0 (23) | 100.0 (58) | 100.0 (202) | 100.0 (52) | 100.0 (40,213) |
| 鉱業 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.2 |
| 建設業 | 6.1 | 7.1 | 6.8 | 6.0 | 5.9 | 9.3 |
| 製造業 | 44.6 | 20.9 | 60.1 | 45.2 | 34.1 | 27.8 |
| 電気ガス熱供給水道業 | 0.6 | 0.3 | 0.2 | 0.7 | 0.7 | 0.8 |
| 運輸・通信業 | 8.7 | 2.3 | 3.3 | 9.6 | 14.2 | 8.3 |
| 卸売・小売、飲食店 | 13.8 | 19.0 | 5.8 | 14.3 | 16.7 | 21.9 |
| 金融・保険、不動産業 | 8.1 | 2.8 | 7.9 | 8.5 | 9.4 | 5.4 |
| サービス業 | 17.9 | 47.4 | 15.6 | 15.5 | 18.8 | 26.3 |

注) 従業員規模5人以上の民間の事業所を対象とした調査。「常用労働者全体」は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本統計調査月報」(平成5年11月分)

出所: 労働省・障害者雇用対策課『平成5年度障害者雇用実態調査結果報告書』

つぎに、56人以上の民間企業に限定されるが、厚生労働省・障害者雇用対策課『障害者雇用状況報告』(各年6月現在)から、障害者(ここでは公表データの関係で身体障害者と知的障害者の区分はできないが、雇用者全体の約90%とほとんどが身体障害者であるといわれている)の業種や企業規模別雇用状況についてみる。

表2-8 業種別にみた障害者雇用率適用企業の常用雇用者数と障害のある雇用者数
～93年と01年～

(千人、%)

| | 平成5(1993)年 | | 平成13(2001)年 | | 2時点の増減率 | |
|---------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|----------|----------|
| | 常用労働者の総数 | 障害労働者の総数 | 常用労働者の総数 | 障害労働者の総数 | 常用労働者の総数 | 障害労働者の総数 |
| 産業計 | 100.0 (17,072) | 100.0 (187) | 100.0 (16,936) | 100.0 (187) | -0.8 | -0.1 |
| 農、林、漁業 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.9 | 6.4 |
| 鉱業 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | -23.2 | -40.4 |
| 建設業 | 3.8 | 3.4 | 3.5 | 3.1 | -10.6 | -8.0 |
| 製造業 | 42.7 | 50.3 | 37.9 | 43.0 | -12.0 | -14.6 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1.1 | 1.2 | 1.1 | 1.3 | -0.9 | 13.8 |
| 運輸・通信業 | 6.5 | 7.2 | 6.5 | 7.5 | -1.4 | 4.2 |
| 卸売・小売業、飲食店 | 19.5 | 12.8 | 19.9 | 15.3 | 1.2 | 19.5 |
| 金融・保険・不動産業 | 9.0 | 7.5 | 7.8 | 7.2 | -14.3 | -4.2 |
| サービス業 | 17.2 | 17.4 | 23.3 | 22.3 | 34.3 | 28.3 |
| (製造業内訳) | | | | | | |
| 製造業計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | -12.0 | -14.6 |
| 食料品・たばこ | 9.7 | 9.9 | 11.7 | 12.9 | 5.7 | 11.6 |
| 繊維・衣服 | 6.5 | 9.3 | 3.9 | 4.8 | -46.5 | -55.3 |
| 木材・家具 | 1.7 | 3.0 | 1.4 | 2.0 | -29.7 | -42.5 |
| パルプ・紙・出版 | 6.6 | 6.7 | 7.0 | 6.8 | -5.5 | -13.3 |
| 化学工業 | 11.3 | 9.0 | 11.9 | 10.3 | -8.0 | -1.6 |
| 窯業・土石 | 2.8 | 3.4 | 2.5 | 2.7 | -22.0 | -31.9 |
| 鉄鋼 | 3.0 | 3.2 | 2.4 | 2.5 | -28.8 | -34.2 |
| 非鉄金属 | 1.9 | 1.8 | 1.8 | 1.7 | -16.3 | -18.3 |
| 金属製品 | 4.4 | 5.7 | 4.5 | 5.4 | -10.8 | -20.1 |
| 電気機械 | 24.5 | 21.1 | 25.2 | 23.4 | -9.3 | -5.5 |
| その他機械 | 23.4 | 22.4 | 23.5 | 23.4 | -11.9 | -11.0 |
| その他の製造 | 4.2 | 4.5 | 4.2 | 4.2 | -11.1 | -21.8 |

現在(平成13年)、障害者の就業先としては製造業が43%と最も多い(表2-8)。ついでサービス業(22%)、卸売・小売業、飲食店(15%)の順である。この3つの業種をあわせると80%にも達する。常用労働者全体と比較すると、障害者の場合、製造業の比率が高く、逆に卸売・小売業、飲食店やサービス業の比率が低いことが特徴となっていることがわかる。しかし、サービス業に関してはその差は小さい。

さらに、障害者が雇用されることが多い製造業に限定すると、障害者は「電気機械」(23%)、「その他機械」(23%)、「食料品・たばこ」(13%)、「化学工業」(10%)が多く、この4つの業種で約70%を占めている(表2-8)。この傾向は常用労働者全体と余り差はない。

8年前の平成5年と現在(平成13年)の2時点の変化に注目してみよう(表2-8)。製

造業のウエイトの低下、卸売・小売業、飲食店とサービス業のウエイトの上昇は、障害者だけでなく常用労働者にも同様にみられる傾向である。ただし、その水準が常用労働者全体と障害者の間で差がみられる。

この間、障害者雇用率制度で雇用義務の対象として知的障害者が加わったこと、また、対象企業が63人以上から56人以上へと拡大したことなどの制度上の変化はあったが、障害をもつ雇用者総数は18万7千人で、0.1%の減少を示している。もっとも常用雇用者全体が0.8%減少であったのと比べるとその落ち込みは小さいといえるだろう。つまり、景気後退の経済環境のなかで、全体の雇用者数が減少、障害者も同様の傾向を示したがその減少程度が少なかったといえる。

そうした全体の傾向のなかで、障害者雇用が増加した業種は、サービス業（28%増）、卸売・小売業、飲食店（20%増）、電気・ガス・熱供給・水道（14%増）である。サービス業は、常用労働者全体の増加率が34%と、障害者の28%と比べ高い水準である。製造業の中分類では、障害者雇用は「食料品・たばこ」が12%と増加した以外は全ての業種で減少している。「食料品・たばこ」は、常用労働者全体でも6%増加であるが、その増加率は障害者よりも低い。

企業規模別にみると障害者雇用では300人以上の大企業のウエイトが高く、平成13年にはその比率は67%にも達している（表2-9）。この比率は、常用労働者の66%とほぼ同じである。8年前の平成5年には、障害者が大企業に占める比率は63%であったので、この間その比率が、4ポイントも高くなってきたことがわかる。また、8年間の障害者雇用の増減率をみると、300人以上は増加しているが、300人未満の中小企業では減少と、両者で全く別の傾向を示していることが注目される。

障害者のなかでも重度障害者に限定すると、平成5年から13年の8年間で約1万2千人が増加、障害をもつ雇用者全体に占める重度障害者比率も29%から36%へと7ポイントも増加している（表2-10）。また、企業規模別ではどの区分も増加傾向を示しているが、とくに300人以上の大企業での重度障害者の増加が著しいことが注目される。

表 2-9 企業規模別にみた障害者雇用率適用企業の常用雇用者数と障害のある雇用者数
 ～93年と01年～
 (千人、%)

| 企業規模区分 | 平成5年 (1993) | | 平成13年 (2001) | | 2時点の増減率 |
|------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|---------|
| | 常用労働者の総数 | 障害労働者の総数 | 常用労働者の総数 | 障害労働者の総数 | |
| 計 | 100.0 (17,072) | 100.0 (187) | 100.0 (16,936) | 100.0 (187) | -0.8 |
| 56(63)～99人 | 7.3 | 11.2 | 9.4 | 10.7 | 27.7 |
| 100～299 | 23.7 | 26.4 | 24.0 | 22.6 | 0.2 |
| 300～499 | 9.9 | 9.4 | 10.6 | 10.1 | 6.4 |
| 500～999 | 12.5 | 11.3 | 13.0 | 12.7 | 3.4 |
| 1,000人以上 | 46.5 | 41.8 | 42.9 | 43.9 | -8.5 |

資料出所：厚生労働省・障害者雇用対策課『障害者雇用状況報告』（各年6月現在）

表 2-10 企業規模別にみた重度障害者比率と重度障害者の増減 ～93年と01年～
 (千人、%)

| 企業規模区分 | 平成5年 (1993) | | 平成13年 (2001) | | 2時点の増減率 |
|------------|----------------|----------|-----------------|----------|---------|
| | 重度障害者の人数 | 重度障害者の比率 | 重度障害者の人数 | 重度障害者の比率 | |
| 計 | 54,267 | 29.1 | 66,293 | 35.5 | 22.2 |
| 56(63)～99人 | 5,505 | 26.4 | 6,136 | 30.8 | 11.5 |
| 100～299 | 12,147 | 24.6 | 13,061 | 31.0 | 7.5 |
| 300～499 | 4,797 | 27.5 | 6,462 | 34.2 | 34.7 |
| 500～999 | 6,152 | 29.1 | 8,511 | 35.9 | 38.3 |
| 1,000人以上 | 25,666 | 32.9 | 32,123 | 39.2 | 25.2 |

資料出所：厚生労働省・障害者雇用対策課『障害者雇用状況報告』（各年6月現在）

第2節 障害者の能力開発の現状と課題

2-1 職業能力開発促進法上の公共職業訓練

障害者に対する公共職業訓練は、「職業能力開発促進法」(昭和44年法律第64号)に規定されている。同法による障害者職業訓練は、大まかにいって、①「一般」の職業能力開発施設によるもの、②「障害者職業能力開発校」によるもの、及び③「民間職業能力開発施設」への委託(特別委託訓練)により行われるものに大別でされる。

また、このほかに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号、以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく障害者雇用納付金制度の「障害者能力開発助成金」の対象となる「障害者能力開発訓練」を実施している民間の障害者職業能力開発施設がある。このなかには、上の特別委託訓練を行っている施設も含まれる。

(1) 一般職業能力開発施設

ここでいう「一般職業能力開発施設」とは、職業能力開発促進法第16条に定める公共職業能力開発施設のうち、障害者職業能力開発校を除く各種施設をさす(表2-11)が、障害者であってもその障害の程度によって一般の職業訓練施設を利用可能な者は当然これを利用できる。この点について、国の第7次職業能力開発基本計画(平成13年～17年度)は、「ノーマライゼーションの推進の観点から、一般の公共職業能力開発施設における障害者の受入を一層促進する。」こととしている。このため、一般校での障害者の受け入れを容易にするための具体策として、校舎入り口のスロープ、手すり、トイレの整備が逐次行われている(季刊職リハネットワーク、1998年4月号)。

なお、一般職業能力開発施設で、とくに障害者を対象とした訓練科目を設置しているものは、現在次の4校である。

【障害者を対象とした訓練科目を設置している一般校】

岡山県立岡山高等技術専門学校(知的障害者：木工)

岡山県立美作高等技術専門学校(知的障害者：金属加工、縫製)

沖縄県立浦添職業能力開発校(身体障害者：OA事務)

沖縄県立具志川職業能力開発校(身体障害者：製図)

表2-11 公共職業能力開発施設【309校】

| 区分 | 職業訓練の種類 | 設置主体 | 施設数 |
|---------------------------|--|----------------------|----------|
| 職業能力開発大学校 | 高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） 専門課程修了者に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程） | 国（雇用・能力開発機構） | 10 |
| 職業能力開発短期大学校 | 高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） | 国（雇用・能力開発機構） 都道府県 | 3 |
| 職業能力開発促進センター | 離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施 | 国（雇用・能力開発機構） | 60 |
| 生涯職業能力開発促進センター（アビリティセンター） | ホワイトカララに対する先導的・モデル的な職業訓練コースの開発と実施 | 国（雇用・能力開発機構） | (1) |
| 高度職業能力開発促進センター | 中高堅技術者を対象としたハイテク関連の高度な職業訓練を実施 | 国（雇用・能力開発機構） | (1) |
| 職業能力開発校 | 中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施 | 都道府県 市町村 | 209 1 |
| 障害者職業能力開発校 | 障害者の能力、適性に応じた職業訓練を実施 | 国（注） 都道府県 | 13 6 |

注：障害者職業能力開発校の国立13校のうち、2校は日本障害者雇用促進協会に、他の11校はそれぞれ所在地の都道府県に運営を委託されている。
資料出所：「平成13年 厚生労働白書」

(2) 障害者職業能力開発校

a 障害者職業能力開発校の設置状況

職業能力開発促進法では、「身体又は精神に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的又は精神的な事情等に配慮して行わなければならない」（同法第3条の2第5項）としており、これを受けて一般の公共職業訓練施設で職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者に対する職業訓練を行うため、「障害者職業能力開発校」が設置されている。

障害者職業能力開発校は、現在、国立13校、府県立6校の計19校である。国立校のうち中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）および吉備高原障害者職業能力開発校（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）は日本障害者雇用促進協会に、他の11校はそれぞれ所在地の都道府県に運営を委託されている。

表2-12 全国の障害者職業能力開発校一覧（平成12年度）

| 施設名 | 設置科目数(定員) | 訓練科目名 |
|---|-----------|---|
| <u>(国立)北海道障害者職業能力開発校</u> | 9 (170人) | 情報ビジネス科、プログラム設計科、プリントメディア科 家具工芸科、CAD機械科、建築設計科、ショップマネジメント科、被服縫製科 <u>知的障害者対象・・・被服縫製科（作業実務コース）</u> |
| 青森県立障害者職業訓練校 | 3 (30人) | 電子機器科、製版科、OA科 |
| <u>(国立)宮城障害者職業能力開発校</u> | 9 (135人) | 電子機器科、服飾ビジネス科、印刷科、商業デザイン科、福祉機器科、OA経理科、情報処理科 <u>知的障害者対象・・・実務縫製科、製本紙工科</u> |
| (国立)中央障害者職業能力開発校 【国立職業リハビリテーションセンター】 | 16 (200人) | 機械系（機械加工科、機械製図科）、工芸系（貴金属・宝石科）、デザイン系（インテリアデザイン科）、塗装系（金属塗装科、木工塗装科）、アパレル系（縫製科）、第1種情報処理系（OAシステム機器科）、電気・電子系（電機機器科、電子機器科、コンピュータ制御科）、オフィスビジネス系（経理事務科、一般事務科、OA事務、電話交換科）、印刷・製本系（製版科） |

| 施設名 | 設置科目数(定員) | 訓練科目名 |
|-----------------------|-----------|---|
| 千葉県立障害者 職業訓練校 | 7 (70人) | OA事務科、製版科、電子機器科、洋裁科、建築設計科、 <u>知的障害者対象・・・縫製実務科、木工実務科</u> |
| (国立)東京障害者 職業能力開発校 | 17 (230人) | 電子機器科、ビジネス経理科、ビジネス文書科、オフィス ビジネス科、OAシステム科、流通サービス科、フィニッ シュアート科、ポップレタリング科、機械製図科、NC プログラミング科、デザインリフォーム科、木工科、塗装 科、義肢装具科、トレース科、アパレルソーイング科 <u>知的障害者対象・・・実務作業科</u> |
| (国立)神奈川障害者 職業能力開発校 | 11 (120人) | 装飾技術科、機械製図科、電子機器制御科、グラフィッ クアーツ科、OAシステム科、OA経理科、文書事務科 <u>視覚障害者対象・・・電話オペレータ科</u> <u>知的障害者対象・・・クラフト実務科、生産実務科、サー ビス実務科</u> |
| (国立)石川障害者 職業能力開発校 | 7 (100人) | 機械製図科、電子機器科、洋裁科、製版科、陶磁器製造科、 一般事務科 <u>知的障害者対象・・・生産実務科</u> |
| 静岡県立あしたか 職業訓練校 | 5 (50人) | 機械加工科、OA事務科 <u>知的障害者対象・・・生産実務科（機械操作科、機械組 立科、縫製加工科）</u> |
| (国立)愛知障害者 職業能力開発校 | 9 (145人) | システム設計科、OAシステム科、コンピュータ制御科、 OA事務科、CAD設計科、グラフィックデザイン科、 園芸科、アパレル科、彫塑工芸科 |
| 愛知県春日台 職業訓練校 | 5 (100人) | <u>知的障害者対象・・・機械科、縫製科、木工科、陶磁器製 造科、紙器製造科</u> |
| 京都府立城陽障害者 高等技術専門学校 | 3 (30人) | <u>知的障害者・身体障害者対象・・・縫製科</u> <u>知的障害者対象・・・紙器製造科</u> OA事務科 |
| (国立)大阪障害者 職業能力開発校 | 8 (150人) | 情報処理科、第1メカトロ技術科、第2メカトロ技術科 (CAD専攻/NC専攻)、OAビジネス科、製版アート 科、アパレル科、POPデザイン科 <u>知的障害者対象・・・作業実務科</u> |

| 施設名 | 設置科目数(定員) | 訓練科目名 |
|--|-----------|--|
| <u>(国立)兵庫障害者 職業能力開発校</u> | 6 (110人) | 臨床検査科、メカトロニクス科、OAシステム科、情報ビジネス科、グラフィックアート科 <u>知的障害者対象・・・実務作業科</u> |
| <u>兵庫県立障害者 高等技術専門学院</u> | 5 (50人) | 情報システム科、パソコンNC科、コンピュータ製図科、宝飾工芸科 <u>知的障害者対象・・・実務作業科</u> |
| <u>(国立)吉備高原障害者 職業能力開発校</u> <u>【国立吉備高原 職業リハビリテー ションセンター】</u> | 9 (80人) | 機械系（機械加工科、機械製図科）、電気・電子系（電機機器科、電子機器科）、印刷・製本系（製版科、印刷科）、オフィスビジネス系（経理事務科、一般事務科）、1種情報処理系（OAシステム科） |
| <u>(国立)広島障害者 職業能力開発校</u> | 7 (140人) | 機械技術科、ソフトウェア科、服飾デザイン科*、デザイン製版科、インテリア表具科、OA事務科 *印 平成12年度以降廃止 <u>知的障害者対象・・・総合実務科</u> |
| <u>(国立)福岡障害者 職業能力開発校</u> | 9 (150人) | 機械製図科、義肢・装具科、プログラム設計、商業デザイン科、OA実務科、建築設計科、洋裁科、製版科 <u>知的障害者対象・・・総合実務科</u> |
| <u>(国立)鹿児島障害者 職業能力開発校</u> | 8 (100人) | 製版・印刷科、義肢・装具科、経理事務科、情報ビジネス科、電子制御システム科、洋裁科、園芸科 <u>知的障害者対象・・・総合実務科</u> |

資料出所：労働省職業能力開発局「障害者職業能力開発校便覧」による

(注) 下線は、知的障害者対象

b 障害者職業能力開発校の訓練内容と訓練生の障害種類

障害者職業能力開発校の訓練科目は、平成12年度現在で合計153科、募集定員数は、2,160名である。各校の訓練科目は表2-12の通りである。ただし、各障害者職業能力開発校では近年訓練科目の見直しがされており、これにともない漸次訓練科目の内容が変化している。

(3) 民間障害者能力開発訓練施設への委託訓練

公共職業訓練校に訓練科目が設けられていない職種への訓練ニーズに応ずるため、一部の障害者職業能力校では、民間の職業訓練法人（職業能力開発促進法に基づき「認定職業訓練」を行う社団または財団）や障害者雇用納付金制度に基づく障害者能力開発助成金の対象となっている社会福祉法人等の障害者訓練施設に対し委託訓練を実施している。

2-2 広義の障害者職業能力開発

職業リハビリテーション分野における障害者の能力開発システムは近年次第に多様化し、公共職業訓練を核としながらも、その周囲に様々な訓練が行われている。その主なものは次の通りである。

(1) 民間施設による障害者能力開発訓練事業

障害者能力開発訓練事業は、民間の団体や学校、企業が行う障害者のための訓練事業のうち、国の定める基準を満たしているものに対し障害者雇用促進法に基づく雇用納付金からの助成金を受けて設置、運営されている。助成金の内容は、施設設置に要する費用（必要経費の5分の4、2億円を限度）、運営費（4分の3、受講生1人当たり13万円（重度障害者、知的障害者のための特別能力開発訓練事業では15万円）を限度）となっている。また、事業主が常用の障害者にこの事業による訓練を受けさせる場合には賃金の4分の3（月8万円を限度）を助成する制度もある。

現在、この事業の実施している施設は表2-13の通り18施設であるが、大まかに分けると次のような内容となっている。

| | |
|----------|-----------------------------|
| 身体障害者用施設 | 7（OA事務、情報処理、自動車運転、システム設計など） |
| 視覚障害者用施設 | 2（OA事務、情報処理、電話交換、機械作業） |
| 知的障害者用施設 | 6（食品、園芸、畜産、機械、電機組立、清掃など） |

精神障害者用施設 1 (ホテル、清掃、配膳)

その他 2 (身体・知的併設)

実施主体は、①社会福祉法人、②職業訓練法人、③公益法人(財団)及び④企業で職業訓練事業を行っているものなどである。これらの中には民間企業と地方自治体が共同出資により設立した「第三セクター方式」により設置されたもの、及び授産施設と企業との連携により設置したもの(重度障害者等特別能力開発訓練事業)が含まれる。なお、これらの民間施設の多くは、前に述べた公共職業訓練校からの委託による訓練を行っている。

表2-13 民間における障害者能力開発施設

| 名 称 | 対象者 | 訓練職種 | 訓練期間 | 訓練開始月 | 設 置 |
|---|------|-------------|------------|-------------------|--------------|
| (社福) 日本盲人職能開発センター | 視覚障害 | OA事務科 | 1 年 | 10月 | 昭和 54年10月 |
| | | | 6 カ月 | 4月, 10月 | |
| | | | 3 カ月 | 4月, 7月 10月, 1月 | |
| (財) 障害者職能訓練センター 電算機職能訓練所 | 身体障害 | 情報処理科 | 1 年 | 4月 | 昭和 56年4月 |
| | | | 2 年 | 4月 | |
| (社福) 日本ライトハウス 視覚障害者リハビリテーション センター | 視覚障害 | 構内電話交 換科 | 1 年 | 4月, 8月 1月 | 昭和 56年4月 |
| | | 情報処理科 | 2 年 | 4月, 8月 1月 | |
| | | 機 械 科 | 1 年 2 年 | 4月, 8月 1月 | |
| (株) 石丸文行堂 石丸タイピスト学院 | 身体障害 | OA事務科 | 6 カ月 | 4月 | 昭和 57年11月 |
| ※ (社福) 日本キリスト教奉仕団 アガベ第一作業所 | 身体障害 | 情報処理科 | 2 年 | 4月 | 昭和 57年12月 |
| (株) 吉備NC能力開発センター | 身体障害 | NC放電加工科 | 2 年 | 4月 | 昭和 58年4月 |
| | | NCソフト科 | 2 年 | 4月 | |
| (財) 東厚生会 身体障害者運転能力開発訓練センター | 身体障害 | 自動車運転 | 3 カ月 | 4月, 7月 10月, 1月 | 昭和 58年7月 |

| | 名 称 | 対象者 | 訓練職種 | 訓練期間 | 訓練開始月 | 設 置 |
|---|---|------|---------------|------------|----------|---------------|
| ※ | (社福) あしたか太陽の丘 | 身体障害 | 情報処理科 | 2 年 | 11月 | 昭和 58年11月 |
| | (社福) 大阪市障害者更生文化協会大 阪市職業リハビリテーションセンター | 身体障害 | 情報処理科 | 1 年 2 年 | 4 月 | 昭和 60年4月 |
| | | 知的障害 | 紙器製造科 | 1 年 | 4 月, 10月 | |
| | (社福) 摂津市社会福祉事業団摂津市 障害者職業能力開発センター | 身体障害 | OA実務科 | 2 年 | 4 月 | 昭和 60年11月 |
| | | 知的障害 | 木 工 科 | 1 年 | 4 月 | |
| * | 阪神友愛食品 (株) 能力開発センター | 知的障害 | 食品加工科 | 1 年 | 4 月 | 昭和 62年4月 |
| * | (訓) 長崎能力開発センター | 知的障害 | 畜 産 科 | 2 年 | 4 月 | 昭和 62年4月 |
| | | | 畜産製造科 | 2 年 | 4 月 | |
| * | (訓) 神奈川能力開発センター | 知的障害 | 機械工作科 | 1 年 | 4 月 | 昭和 62年10月 |
| | | | 電気機器組立科 | 1 年 | 4 月 | |
| | | | 部品組立科 | 1 年 | 4 月 | |
| | | | 工業技術基礎科 | 1 年 | 4 月 | |
| | (社福) 大阪府障害者福祉事業団大阪 INA (イナ) 職業支援センター | 知的障害 | 園 芸 科 | 1 年 | 4 月 | 平成 7年4月 |
| | | | パン・菓子製造科 | 1 年 | 4 月 | |
| | (社福) 大阪市障害者更生文化協会大 阪市職業指導センター | 知的障害 | 職業基礎科 | 1 年 | 4 月 | 平成 7年4月 |
| | | | 紙器加工科 | 1 年 | 4 月 | |
| | | | グリーン農園科 | 1 年 | 4 月 | |
| | (株) 熊本ソフトウェア研修センター 身体障害者ソフトウェア開発訓練セン ター | 身体障害 | システム設計科 | 2 年 | 4 月 | 平成 7年 11 月 |
| | | | データベース設 計科 | 2 年 | 4 月 | |
| * | 北海道はまなす食品 (株) 能力開発セ ンター | 知的障害 | 食品加工科 | 1 年 | 4 月 | 平成 7年4月 |
| | (財) 全国精神障害者家族会連合会ハ ートピアきつれ川 | 精神障害 | ホテル科 | 2 年 | 10月 | 平成 8年10月 |
| | | | 清掃環境整備科 | 2 年 | 10月 | |
| | | | 調理配膳科 | 2 年 | 10月 | |
| | (社福) 共生福祉会 なごや職業開拓校 | 知的障害 | 食品加工科 | 2 年 | 4 月 | 平成 13年4月 |
| | | 精神障害 | 生産実務科 | 1 年 | 4 月 | |

- (注) 1. *印は、第三セクター方式による知的障害者能力開発センター
2. ※印は、授産施設と企業との連携による重度障害者等特別能力開発訓練事業

(2) 障害者職業センター・障害者雇用支援センターにおける職業能力開発

障害者職業センターは障害者雇用促進法に基づいて、障害者の職業評価、職業指導、職業能力開発など職業リハビリテーションの専門機関として設置され、これには障害者職業総合センター（全国で1カ所）、広域障害者職業センター（全国3カ所）及び地域障害者職業センター（各都道府県1カ所）がある。このうち、埼玉県所沢市の国立職業リハビリテーションセンター及び岡山県の吉備高原職業リハビリテーションセンターは公共職業能力開発校としての性格を併せ持っている。

これら障害者職業センターでは、職業準備訓練、職業講習などの広義の能力開発事業を行っているが、障害者職業センターにおける「職業準備訓練」は、高度の職業的技能の付与を目指すよりも、重度の障害者に対し、職業生活上必要な働くことへの意欲や労働習慣を身につけさせることに狙いをおいており、また、「職業講習」は、身体障害者（主に視覚障害者や脳性まひ者）を対象に、職業に就く上で必要となるOA機器の操作技術や職業知識など職業準備に必要な講習を行う。いずれも概して短期（職業準備訓練は原則8週間、職業講習は3～6週間）である。

また、平成6年の障害者雇用促進法の改正により市町村レベルで設置されることとなった障害者雇用支援センター（福祉部門と雇用部門との連携を図りながら、障害者の就職から職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う施設。都道府県知事が指定した公益法人または社会福祉法人が、障害者雇用納付金に基づく助成金を得て設置、運営している。）でも同様の職業準備訓練事業を行っている。主な対象は重度身体障害者、知的障害者、精神障害者である。

(3) 事業主への委託による職場適応訓練・短期職場適応訓練

職場適応訓練は、障害者が職場の作業環境に適応することを容易にするために企業の職場の中で訓練を行うものである。適応訓練は都道府県知事が事業主に委託して行う。訓練期間は原則6ヶ月以内（重度障害者は1年以内）。訓練生には、公共職業訓練と同様の訓練手当が支給されるとともに、事業主に対しても委託費が支払われる。短期職場適応訓練は、2～4週間の短期間、同様の趣旨で訓練を行うものである。

この制度は、訓練終了後、引き続き雇用されることを期待して行われるものであるが、訓練期間中は雇用関係が成立しているわけではない。

2-3 障害者の職業能力開発の課題

以上の通り、障害者の職業能力開発に関わる施設や制度は多岐にわたり、かつ多様化の方向にあるが、障害者職業能力開発校を中心とする公共職業訓練は、依然として障害者の

能力開発制度の中核をなしている。

一方、職業訓練の対象となる障害者の範囲が身体障害者から知的障害者、精神障害者へと拡大するとともに重度化、高齢化が進んでいる。他方では、障害者を取り巻く雇用環境は景気の低迷により厳しい状況が続いていることに加え、情報化の進展など産業構造、職業構造の変化が急速に進んでいるなかで、①労働市場の変化や障害者のニーズに応じた訓練科目、訓練内容の設定、充実、②障害の重度化に応じた訓練内容の弾力化と施設間の機能分担の再検討、③知的障害者に対応した訓練カリキュラム・手法の開発など障害者の能力開発は様々な課題に直面している。

(参考文献)

遠藤正夫「身体障害者雇用促進法の理論と解説」、日刊労働通信社、1977

道脇正夫「障害者職業訓練の課題」(現代職業訓練研究会編『現代職業能力開発セミナー』雇用問題研究会、1991. 所収)

同 「障害者の職業能力開発」(社)雇用問題研究会、1997.

若林之矩「障害者雇用対策の新展開：重度障害者の雇用対策の推進」労務行政研究所、1993.労働省職業能力開発局編「職業能力開発促進法・改訂版」労務行政研究所、1994.

齊藤将「職業能力開発法体系」酒井書店、1993.

松為信雄・菊池恵美子編「職業リハビリテーション入門」、協同医書出版社、2001.